

呉市におけるコミュニティ・スクールの導入について

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みであり、地域ならではの創意や工夫を生かした学校づくりを進めることができます。

学校運営協議会では、どんなことをするの？

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
 - 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
- ※上記3つに加えて、学校評価も行います。

この3つと学校評価が主な役割です。これ以外にも、学校の実態に応じて、さまざまな話し合いや活動を行うことができます。



運営協議会の委員さんについて

【任期】1年間 再任も可能

【身分】地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職

【報酬】年額4,000円

※職務上知り得た秘密を漏らすこと（委員を退いた後も同様）、委員たるにふさわしくない非行、委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること、その他、協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す行為をしてはいけません。

学校評議員やPTAとの違いは？

学校運営協議会は、学校運営等に関与する一定の権限を有する合議制の機関。

学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する個人の意見を述べるもの。

PTAは、学校や家庭における教育の理解と振興や、児童生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭・地域をつなぎ、学校の教育活動に協力を行うもの。

1年間のスケジュールは？



回数や内容が決められているわけではありません。学校や地域の実態に応じて行います。

スケジュールの例

4～5月 目標の確認（基本方針の承認等）

8～11月 中間評価等（必要に応じた活動等）

2～3月 最終評価等（今年度のまとめ等）

学校運営の当事者として、地域と学校が目標やビジョンを共有し、地域とつながりのある教育活動を行うことにより、ふるさとへの愛着や誇りをもった地域の担い手となる人材を育成することができます。また、学校を中心とした地域ネットワークが形成されることで、地域の課題解決へもつながります。